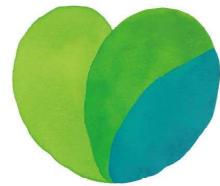


計画期間

令和2年度～令和12年度

長野県酪農・肉用牛生産近代化計画

令和3年3月



しあわせ信州

長野県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
1	酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢	1
2	酪農及び肉用牛生産の競争力の強化	2
3	畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、消費者・実需者ニーズを踏まえた生産・供給の推進	9
4	本計画に関する施策の確実な実施と進捗管理のために必要な事項	10
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	11
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	11
2	肉用牛の飼養頭数の目標	11
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	12
1	酪農経営方式	12
2	肉用牛経営方式	13
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	15
1	乳牛	15
2	肉用牛	16
V	国産飼料基盤の強化に関する事項	17
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	18
1	集送乳の合理化	18
2	乳業の合理化	18
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	19
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	20
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	20
2	畜産クラスターの推進方針	20

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本県の酪農及び肉用牛生産は、豊かな自然条件のもとで安全・安心で高品質な畜産物を供給してきており、本県農業の基幹的な部門に位置付けられるとともに、自給飼料生産や放牧による農地の有効活用、耕種農家へのたい肥供給等による資源循環、畜産物の加工・流通等関連産業を通じた地域経済の活性化への貢献など、様々な面で重要な役割を担っている。

一方で、畜産農家の高齢化や担い手不足等による飼養戸数・頭数の減少、さらに輸入飼料価格の高止まりや素畜費の高騰などに伴う収益性の低下など、畜産の生産基盤を維持・拡大する上での課題が生じている。

また、平成30年12月に環太平洋パートナーシップ（TPP11）協定が発効して以降、日EU・EPA、日米貿易協定も発効するなど、畜産をめぐる情勢の大きな変化が見込まれる中で、将来にわたって本県の畜産を維持・発展させていくためには、競争力を強化し、畜産経営の収益力の向上を図っていく必要がある。

このため、酪農においては、地域の畜産を担う中心的な経営体による規模拡大や新たな技術の導入により労力を軽減するなど家族経営の存続を進め、省力化・コスト削減により収益性の向上を目指す。

また、肉用牛においては、肉質の優れた本県産の牛肉が県内外からブランド牛として高く評価されるとともに、規模拡大や新たな技術の活用等により効率的かつ高品質な牛肉生産を展開することを目指す。

これらを含めて、生産、加工、流通、販売等の関係者が一体となって畜産をめぐる諸課題の解決に向けた取組を推進し、本県の酪農及び肉用牛生産の発展を図るものとする。

1 酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

酪農及び肉用牛生産については、高齢化による飼養戸数の減少、これに伴う乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少、飼料価格の高止まりなど、「人（担い手・労働力の確保）」、「牛（飼養頭数の確保）」、「飼料（飼料費の低減、安定供給）」等をめぐる情勢の大きな変化による生産基盤の弱体化に加え、国際競争の激化が予想される一方で、消費者ニーズの多様化等により新たな価値基準による需要が喚起されており、また、国が畜産物輸出を強化しているなど、今後の酪農及び肉用牛生産の発展に向けた好機も生じている。

（1）生産基盤の弱体化の懸念

ア 離農や後継者不足による飼養戸数の減少

高齢化の進行等による離農者分を新規就農者で補うことができず、飼養戸数は平成26年から平成30年までの5年間で、乳用牛では81%、肉用牛では78%に減少している。

畜産経営では、設備投資や家畜の導入に多額の初期投資が必要であることなどが要因となり、後継者や新規就農者の確保が困難となっている。

イ 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少

飼養戸数の減少に伴い飼養頭数は、平成26年から平成30年の5年間で、乳用牛では87%、肉用牛では89%に減少している。

このため、酪農では生乳生産量が減少し、肉用牛では子牛の生産頭数の減少により子牛価格が高騰して、肥育農家の経営を圧迫している。

ウ 輸入飼料価格の高止まり

酪農及び肉用牛経営では、粗飼料を中心に自給飼料の確保を進めているものの、必要量の相当部分を輸入飼料に依存していることから、世界的な穀物需給の変化や為替の変動等により、配合飼料価格及び輸入粗飼料価格が高水準で推移する中、収益性の低下等の問題が生じている。

(2) 消費者の需要の変化

人口減少により国内需要の減少が見込まれており、消費者ニーズは、簡便化志向、経済性志向が徐々に高まっている。

(3) 國際環境の変化

T P P11、日米貿易協定等が発効し、諸外国との経済連携が進む中で、本県は飼養頭数の少ない小規模な経営体が多く、輸入畜産物に対する競争力の強化が課題となっている。

一方、インバウンド需要や畜産物輸出が増加してきており、特に牛肉輸出については毎年+20～30%の伸びとなっている。

2 酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

(1) 生産基盤強化のための取組

ア 担い手の育成と労働負担の軽減

輸入飼料価格の高止まり等による厳しい経営環境を背景に、担い手の高齢化や後継者不足等による離農が増加し、酪農及び肉用牛の飼養戸数が減少している。

また、新規就農者数は、農業全体では平成 26 年度から平成 30 年度までの間で 1,108 名であり、そのうち畜産関係の就農者数は雇用就農分の増により 62 名確保された。

農業全体の就農者数に占める畜産の割合は、平成 27 年度は約 10% であったが、ここ数年は 5 % を割り込む年度もある。年間当たりの農業全体の就農者数が 5 年間で 3 割減少している中で、畜産関係でも新規就農者の確保が困難になっている。

飼養戸数の減少を抑制するためには、酪農及び肉用牛経営がやりがいと魅力ある職業と認知され、後継者による継承や新規参入を促すとともに、離農農家を含む生産者の経営資産を後継者や若年層に円滑に継承できる仕組みを構築していく。

さらに、労働負担を軽減しつつ利益の最大化を図るため、酪農ヘルパーやコントラクターなど外部組織の活用による分業化、放牧や機械化による飼養管理の省力化を推進する。

(ア) 新規就農者の確保と担い手の育成

新規就農者の確保に向けて、農業人材力強化総合支援事業（国）、新規就農里親研修（県）及び市町村が実施する制度の活用により研修生の受け入れを推進する。

新規就農者や後継者が就農する場合の投資負担を軽減するため、遊休畜舎等の情報収集及び提供を進める。

(イ) 放牧の推進

公共牧場への放牧頭数は減少傾向にあるが、地域資源の活用や夏場の労働負担の軽減の観点から公共牧場の利用を図るとともに、中山間地域における遊休荒廃地の利用促進の観点から小規模移動放牧も併せて推進する。

(ウ) 外部支援組織の活用の推進

酪農及び肉用牛生産は、家畜の飼養・衛生管理、飼料の生産・調製などの多岐にわたる作業を伴い、多くの労働力を要する。

畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のために労働力を提供するヘルパーについては、安定的な運営が可能となるよう利用を推進するとともに、特に酪農ヘルパーについては、平成26年度から開始した本県独自の制度を活用した支援を引き続き行っていく。

また、コントラクターや育成牛預託組織等については、畜産クラスター事業等を活用した組織化を推進する。

(イ) スマート畜産の推進

1戸当たりの飼養頭数が増加している中で、各経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、搾乳ロボット、哺乳ロボット、代用乳自動溶解装置及びICT機器（発情発見装置、分娩監視装置、監視カメラ）等の省力化機械の導入を図るとともに、飼養管理ソフト等の活用による効率的な飼養管理を推進する。

イ 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

(ア) 生産構造の転換等による規模拡大

本県の酪農及び肉用牛経営は、小規模な経営体が多く、TPP11等により国際的な競争が激化する中では、一定程度の規模への拡大など生産構造の転換を図る必要がある。

このため、県は、規模拡大にあたり、生産者団体等をはじめ地域の畜産クラスター協議会等による検討を支援し、乳用牛の預託施設、子牛や繁殖牛の預託施設（CS、CBS）の整備等により、地域で集約化する体制の構築を進める。

また、肉用牛肥育経営においては、従来からの飼養形態にとらわれず、繁殖牛の導入による一貫生産、酪農家からの受精卵移植（ET）和子牛の導入、交雑種における一産取り肥育及びレシピエント活用等について、各経営体の実情や地域の推進体制を考慮しながら所得を最大化できる飼養形態を選択できるよう支援する。

なお、規模拡大では、労働力や投資能力のほか自給飼料生産能力や家畜排せつ物処理能力等が制限要因となる場合もあるため、個々の経営の実態や課題に即した支援を行う。

(イ) 計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産の拡大

近年の交雑種及び黒毛和種子牛価格の高騰を背景に、乳用牛における肉用種の種付け割合が増加している。一方、乳用育成牛価格の高騰等により乳用後継牛の確保が困難になっていること、県外からの伝染病侵入リスク等の観点から、可能な限り経営内または地域内で後継牛を安定的に確保できる体制を構築することが望ましい。一部の地域では、乳用育成牛の県内預託により後継牛確保に成果を挙げている事例があり、今後このような取組を他の地域へ拡大していく。

また、性選別精液を利用した効率的な乳用後継牛の生産も広まってきており、これらの乳用後継牛確保に係る取組が行われた上で、酪農家におけるET技術を利用した和子牛の生産を推進する。性選別精液の人工授精やET技術には、高度な技術が必要

を図る。さらに、E T和子牛の損耗防止対策や子牛受入体制の強化を推進する。

(イ) 乳用牛の供用期間の延長

乳用牛群能力検定成績から本県の状況をみると、平成 25 年度の平均除籍産次 3.28 産、除籍月齢 69.7 か月が、平成 30 年度には平均除籍産次 3.20 産、除籍月齢 69.9 か月とやや悪化しており、全国平均の平均除籍産次 3.33 産、除籍月齢 68.4 か月を下回っている（乳用牛群検定全国協議会発行 乳用牛群能力検定成績まとめ）。供用期間の延長は、乳牛償却費の低減に加え、生涯生産量の増加、後継牛必要頭数の低減に伴う交雑種または E T による和子牛の生産増加によって所得の増加に寄与することから、生産性の向上支援の一環として飼養管理方法等の改善を推進する。

(ロ) 需給の変化に応じた家畜改良の推進

需要に応じた畜産物の安定供給、品質の向上とともに、酪農及び肉用牛経営の生産性向上を図るため、県家畜・鶏改良増殖計画に基づき家畜改良を推進していく。

乳用牛については、1頭当たりの乳量の向上とともに、高泌乳牛の飼養管理に対応するため泌乳曲線の平準化に着目した改良等を推進する。

肉用牛については、生産コストの低減や多様な消費者ニーズへの対応の観点から、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑があり、強健で繁殖性等にも優れる形質の選抜を推進する。

また、効率的な育種改良が行えるように、従来法に加え SNP (一塩基多型) 情報を活用したゲノミック評価手法の活用を推進する。

(ハ) 牛群検定の加入率の向上

平成 30 年度末現在における本県の牛群検定加入状況は、検定農家比率 28.1%、検定牛比率 35.9%（乳用牛群検定全国協議会発行 乳用牛群能力検定成績まとめ）と全国平均の検定農家比率 68.1%、検定牛比率 62.5% と比較して大幅に低い。

このため、牛群検定によって得られた情報を活用した経営指導等を充実させることにより牛群検定の加入率を引き上げ、生産性の向上を図る。

(カ) 家畜の快適性に配慮した飼養管理の推進

家畜を快適な環境で飼養することは、家畜福祉の観点のみならず、家畜本来の能力を最大限に発揮させることによる生産性向上の観点からも重要な取組であることから、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛／肉用牛の飼養管理指針」(公益社団法人畜産技術協会) 等を参考に家畜の快適性に配慮した飼養管理についての周知・普及を図る。

ウ 国産飼料生産基盤の確立

(ア) 国産粗飼料の生産・利用の拡大

酪農及び肉用牛生産では、牛が反すう動物であることから一定量の粗飼料の給与が必要である。その利便性等からこれまで輸入粗飼料が多く利用されてきたが、輸出国の作況や為替の影響による価格変動等が経営に大きく影響することから、本県の農地と気候を最大限に活用し高品質で低成本な国産粗飼料の生産・利用の拡大を促進する。

粗飼料の生産に当たっては、本県育成品種をはじめとした優良品種を活用し、青刈

りとうもろこし、ソルガム及び稲発酵粗飼料（稲WCS）等の良質な粗飼料を生産するとともに、コントラクター等の飼料生産組織の活用により効率的な生産を図る。

(イ) 放牧の推進

放牧は、飼料費の低減による収益性の向上のほか、適度な運動による肢蹄の強化など生産性の向上や労働負担の低減等が期待される。

酪農経営については育成牛を中心とした公共牧場の利用、肉用牛繁殖経営については繁殖牛を対象とした公共牧場や遊休荒廃地等による小規模移動放牧の利用により放牧を推進する。

(ウ) 飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大

飼料用穀物のほとんどを輸入に頼っている状況の中で、飼料自給率の向上に向けた穀物生産は、本県の気候・風土に適した水田活用の観点からも重要な取組である。

本県でも飼料用米が生産されており、飼料用米の給与を特徴とした畜産物のブランド化も行われているところである。酪農及び肉用牛生産においても、飼料用米の利用を進めるため、給与方法等に関する技術的支援や需給マッチング及び流通・保管体制の整備を進める。

(エ) エコフィードの生産・利用の促進

本県の酪農及び肉用牛経営におけるエコフィードの生産・利用は、飼料自給率の向上や資源の有効利用の観点とブランド力アップを図るための重要な取組である。

一方、その利用に当たっては、個々の経営体のみで対応することが難しいことから、既存の連携体制やTMRセンター等を通じて生産・利用の促進を図る。

(2) 畜産経営の収益力の強化

ア 収益性の向上のための取組

(ア) 国産飼料の活用による生産費の低減

輸入飼料は価格が高止まりしており、国産飼料を活用し生産費の低減を図ることが必要であることから、自ら飼料生産を行う土地利用型経営、または地域の耕種農家や食品製造業者等と連携した国産飼料の生産・利用の拡大に取り組む。

(イ) 規模拡大による生産量の増加

収益性の向上のためには、経営規模を一定規模以上に拡大することが必要であることから、経営の中長期的な視点に立ち、過度な設備投資等に留意しつつ、計画的に飼養規模の拡大を図る。

(ウ) 飼料効率の向上等による生産性の向上

良質な粗飼料の確保や適正な栄養管理に基づく飼料給与により飼料効率の向上を図るとともに、ICTや牛群検定成績等の活用によりきめ細かな繁殖・飼養管理を行うことで、分娩間隔の短縮、分娩事故の低減及び供用期間の延長等による生産性の向上を図る。

(エ) 畜産物の付加価値の向上

消費者ニーズに対応した特徴ある畜産物の生産によるブランド化を図るため、品質の向上や地域資源の活用等により付加価値の高い畜産物の生産に取り組む。

(オ) 肉用牛生産における肥育期間の短縮

肉用牛における長期間の肥育は、脂肪交雑などの肉質の向上と枝肉重量の増加に貢献してきたが、近年の輸入飼料価格の高止まりにより経営を圧迫する要因にもなっていることから、改良の進展や飼養技術の開発等を踏まえ、肉質・枝肉重量の変化に留意しながら、肥育期間の短縮による効率的な肉用牛生産を進める。

イ 経営の持続的発展のための経営能力と飼養管理能力の向上

(ア) 法人化等による経営判断の高度化

法人化が可能な経営体では、法人化等を通じ意思決定に係る責任者や手続きを明確化するなど高度な経営判断に対応した体制を整備する。法人化を行わない家族経営においても飼養管理ソフトや複式簿記等の活用により、計画的かつ効率的な畜産経営に向けた体制を整える。

(イ) 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

高齢化と後継者不足により経営を中止する者が増加する中で、特に法人化等を行った経営体においては、就業環境の整備やキャリアパスの明確化により、後継者や雇用者の確保と身分の安定を図る。

(ウ) 飼養管理能力の高度化

近年の飼養管理はロボットやＩＣＴ機器の導入により省力化が図られているところであるが、観察に基づいた個体把握の重要性が変わるものではない。引き続き個体観察等を通じた飼養管理技術の向上を目指すとともに、新たな機器に対応するための支援体制の整備・強化を図る。

また、農場HACCPの取組を通じて、経営者自らの責任の明確化、作業の効率化、従業者に対する教育・訓練等を行う。

(エ) 女性の活躍の推進

酪農及び肉用牛経営において、女性は重要な役割を担ってきた。近年、搾乳ロボットなど省力化機械の登場により労働負担の軽減が可能となる一方、多頭化が進む中で、牛の健康状態の把握など一層きめ細かい個体管理が求められている。

畜産での就業を目指す女性も多いことから、女性の意欲と能力が十分發揮できる環境を整えるため経営への参画を推進する。また、「農業女子」等の活動も活発化していることから地域内外のネットワークなど幅広い活動への参加を促進する。

(3) 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜伝染病は、酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼす。乳房炎等の慢性疾病も生産量の減少や生産費の上昇につながることから、生産性の向上を図るためにも適切な処置を施すとともに、これを未然に防ぐための予防対策を推進する。

また、県内の畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、その利用を一層促進することに加え、地域と調和した畜産経営を確立する必要がある。

ア 家畜衛生対策

(ア) 家畜伝染病の防疫対策と危機管理体制の強化

海外の家畜伝染病、特に口蹄疫は、近隣のアジア諸国において継続的に発生してお

り、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にある。県内においては、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫の対応が必要である。

このため県は、飼養衛生管理指導計画を策定し、市町村や団体等関係者の協力を得ながら飼養衛生管理基準の遵守のための指導、発生時の円滑・迅速な防疫対応のための準備を徹底するとともに、生産者においては、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異常確認時の早期通報を行う。

また、国内に浸潤している伝染性疾病、特に牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢についても、生産者においては飼養衛生管理基準の遵守等の取組を基本に、地域においては自衛防疫を中心とした地域的な対応を強化し、発生予防及びまん延防止に取り組む。

(イ) 信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場における農場HACCP等の推進

GAPや農場HACCPの導入は、生産性の向上、効率性の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながるものであり、人材の育成にも有効な手法である。加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の見えにくい取組を見える化することで、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資するものである。このため、本県では、信州プレミアム牛肉をはじめとする県産牛肉の安全安心をさらに高めるとともに、輸出や国際水準による畜産物の生産工程管理に対応するため、平成30年度に独自の信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場（以下、「あんしん農場」という。）の認定制度を、新たに農場HACCPや畜産GAPを取り入れた制度にリニューアルした。これにより、あんしん農場は、農場の衛生管理等への取組状況に応じて、Standard、Special、Supremeのカテゴリーに分類され、Supremeのあんしん農場は、農場HACCPやJGAPへの取組が要件となっている。生産者にとって上のカテゴリーを目指せる制度とすることで、安全な牛肉生産や農業生産活動の持続可能性に対する意識向上を図るとともに、家畜保健衛生所を中心にこれらの普及・定着化を一層推進し、消費者が共感できる畜産物の持続可能な生産・流通体制を構築する。

(カ) 産業動物獣医師等の確保・育成

口蹄疫等の家畜伝染病の発生の未然防止や飼養衛生管理基準の遵守指導等を行うためには、産業動物の診療を行う民間の獣医師や県の家畜保健衛生所の家畜防疫員等産業動物獣医師の確保・育成が重要であることから、高校生への公務員及び産業動物獣医師の業務についての周知活動や、大学生への就職説明会・インターンシップにより、産業動物獣医師の確保を図る。また、家畜衛生対策推進協議会等が実施している研修事業の受入れ等を通じて人材育成を支援する。

イ 畜産環境対策

(ア) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

家畜排せつ物法のほか関連法令に基づいた適切な処理を行うとともに、適切な処理を通じて有用な資源となった家畜排せつ物の粗飼料生産における利用、地域の畑作栽培等での利用を引き続き促進する。

(4) 臭気低減対策・排水対策の推進

畜産経営の大規模化や、混住化の進展等により、地域環境に関する周辺住民等への配慮や臭気の低減対策、汚水の浄化処理対策等への対応が課題となっており、これらの課題の解決が畜産経営の継続のためにも必要な状況となっている。

臭気問題等の解決に向け、家畜排せつ物の適正処理対策と併せて、各地域振興局段階に設置した「家畜排せつ物及び臭気対策等支援チーム」で引き続き支援を行う。

(4) 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

ア 地域で支える畜産

酪農及び肉用牛生産は、飼料をはじめとする生産資材の調達や畜産物の加工・流通の取引など、生産・販売に関する取引を通じて多くの関係者に支えられてきた。

また、たい肥等の利用を通じた耕畜連携、エコフィードの利用に係る食品関連事業者等との連携、畜産物に着目した特產品開発に係る観光・商工関連事業者等との連携など生産者と関係者の連携による地域的な取組が進められてきている。このような取組をさらに進めていくことが酪農及び肉用牛振興上極めて重要である。

このため、生産関係者のみならず広く畜産物の生産・流通・利用に携わる関係者が、畜産クラスター体制により連携した共通の目標に向かい地域の実情に基づいた地域の畜産の収益力を高める取組を推進する。

イ 畜産を起点とした地域振興

酪農及び肉用牛生産は関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。また、地域資源や遊休荒廃地等の有効活用により資源循環の確保、農村景観の改善等に資することが期待されるとともに、酪農教育ファームなどを通じて、児童・生徒等の体験・学習の場として地域の重要な資源ともなり得る。

このため、畜産クラスターの取組も活用しつつ、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を通じた地域振興を図る。

(5) 畜産経営の安定のための措置

ア 畜産経営安定対策

酪農及び肉用牛生産に係る経営安定対策として、酪農経営における加工原料乳生産者補給金制度、肉用牛繁殖・育成経営における肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営における肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）等が設けられ、運用されている。

これらは、安心して畜産経営を継続・発展させていくために不可欠な制度として有効活用を図る。

イ 畜産関係制度資金等の活用

酪農及び肉用牛生産において、意欲ある生産者が経営発展等のために活用可能な資金として、スーパーL資金や農業近代化資金等が措置されている。さらに経営環境の悪化等により借入金の償還が困難な経営の再建のためには、経営指導や負債の借換えを行う金融措置が整備されている。

これらは、経営発展や経営環境の悪化等に対応するために必要なものであることから、

引き続き有効な活用を図る。

3 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、消費者・実需者ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

ア 製造・加工段階でのHACCPの普及促進等

(ア) 牛乳・乳製品

安全で効率的な牛乳・乳製品の供給等を図るため、乳業者は、HACCPの導入等による高度な衛生管理水準を備えた乳業施設で処理・加工を行うことが重要であり、施設の再編合理化の取組とともに推進する。

(イ) 食肉

県内の食肉処理施設の高度化・合理化に向けた検討と併せて、食肉の製造や加工段階でのHACCPによる衛生管理の普及促進に向けた取組を行う。

イ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

安全な畜産物の安定供給を確保するため、飼料や飼料添加物の製造、販売及び使用等の各段階において関係法令を遵守するとともに、県は検査、指導を実施し、安全性に関する情報を公表する。

ウ 動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品については、家畜疾病の予防や治療に必要である一方、適正に使用されなければ畜産物への残留や抗菌性物質使用における耐性菌の選択的増殖等が生じる可能性があり、健全な家畜による安全な畜産物を生産する上で適切に運用する必要がある。

そのため、県は獣医師会等と連携し、要指示医薬品制度や使用規制制度等を踏まえて動物用医薬品の適正使用を推進するとともに、医薬品使用者や医薬品販売業者に対し薬事監視指導を的確に実施する。

(2) 国内消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

ア 牛乳・乳製品の安定供給

近年の飼養頭数の減少傾向を反映し、本県の生乳生産量は指定生乳生産者団体からの割当数量を下回っていることから、頭数の維持を図るとともに家畜の能力を十分に発揮させるために、関係者が一丸となって県内生産基盤の維持・強化を推進し、生産性の向上を図る。

イ 消費者ニーズに的確に対応した生産

牛乳・乳製品については、本県で生産された生乳の大半が県内で消費され、本県産飲用乳の需要が一定量確保されていること、地域の生乳を原料とした乳製品の需要もあることから、引き続き消費者や加工業者の期待に応えられる高品質な生乳生産を推進する。

牛肉については、信州あんしん農産物（牛肉）生産認定農場で生産された和牛のうち、牛肉のおいしさに影響するオレイン酸の測定値と脂肪交雑の基準等に基づいて認定する「信州プレミアム牛肉」が全国の実需者から高い評価を受けており、引き続き、ブランド力を強化するため優良な素牛の確保や、より付加価値を高めるための検討を行うとともに戦略的な販売拡大対策を講じる。

ウ 新商品開発などによる需要の拡大

少子高齢化や人口減少により、畜産物に対する国内需要の減少が見込まれるが、その一方で、消費者ニーズの多様化により新たな需要の創出の可能性もあることから、消費者ニーズの変化等に的確に対応した商品の開発や、販路開拓等により需要の拡大を図る。

エ 6次産業化による加工・流通・販売の促進

生産者が主体となって行う経営の多様化や地域の加工業者等の2次・3次業者と連携を進めることにより、6次産業化の取組を拡大し、所得の向上や地域経済の活性化を図る。

オ 販売方法の工夫による商品の特性に応じた付加価値の付与

消費者ニーズが多様化する中で畜産物の付加価値を向上させるためには、消費者に対して新たな価値や商品の特性等を積極的に訴求することが重要である。本県では、「信州プレミアム牛肉」をはじめとした特徴ある農産物等を「おいしい信州ふーど（風土）」として、需要の拡大を図っているところである。

今後もこれらの取組を推進するとともに、「地消地産」など消費者ニーズに応える畜産物を生産し、それぞれの商品特性に基づいた付加価値の向上を図る。

(3) 輸出の戦略的な促進

人口の減少等により牛肉や牛乳・乳製品に対する国内需要の減少が見込まれる一方、アジア諸国等の所得水準の向上や日本食に対する関心の高まりなどから国産畜産物の輸出が拡大していることから、国の輸出戦略や国内需要動向等を踏まえつつ、状況に応じて相手国の輸入条件等に沿った対応を検討する。

(4) 畜産や畜産物に対する県民理解の醸成、食育等の推進

酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の循環による国土の保全や景観形成、土壤へのたい肥の還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化等に資するものであることを踏まえて、畜産や畜産物に対する正しい理解の醸成のための取組を進める。

4 本計画に関する施策の確実な実施と進捗管理のために必要な事項

(1) 関係者が一体となった施策の推進

本計画に盛り込まれた取組は、県のみならず、国、市町村、生産者団体、その他の関係者が緊密に連携・協力をしつつ計画的に推進することが重要である。

このため、国の基本方針や本計画を受けて、関係市町村においても計画を策定するほか、生産者団体やその他の関係者も、本計画の具体的な取組の実施方針、進め方などを生産者団体やその他の関係者と共有しつつ、推進する。

(2) 施策の進捗管理と評価

県は、本計画の策定後、関連する施策を着実に推進するとともに、施策や取組の効果、問題点等を検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を図るとともに、関係者に対し、取組の見直しや改善を促していくものとする。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
長野県	全域	14,900	10,900	10,100	9,249	93,414	14,300	10,400	9,700	9,443	91,600

(注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）							目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
長野県	全域	20,800	3,150	11,070	1,620	15,840	420	4,540	4,960	22,890	3,710	13,300	1,980	18,990	300	3,600	3,900

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営

方式名 (特徴的な取組要 求)	経営概要				生産性指標												人
	飼養形態 経営牛頭数	飼養方式 外部化	放牧利用(放牧地面積) (ha)	作付面積 ※放牧利用を含む	耕種牛頭数	更新率 1頭当たり 乳量	放牧(放牧地面積) (ha)	飼料自給率 (国産飼料類)	飼料自給率 (畜舎飼料類)	生産コスト 生乳kg当たり 飼用割合	経産牛頭数 1頭当たり 飼用割合	経産牛頭数 1頭当たり 飼用割合	経営労働時間 (主たる從事者 の労働時間)	粗収入 万円	経営費 万円	農業所得 万円	人
酪農(シカドウカウ等)に より省力化 しつづいて なき飼育 可能な範囲 での規模拡 大を図る家 族経営	家族 (1戸1 法人も 含む)	50	頭	つなぎ ばら 公共牧 場農業 機動搬 送装置	—	9,300	3.7	エンド 6,800 混播牧 草3,400	10 コトカラ ー	飼WCS 飼料用 米	50 50	5割 5割	99 99	132 (2,394)	6,580 5,533	4,587 946	378 378 牛群 検定 実施
搾乳ロボット等 により省力 化しつづけ 模擬大畜園 とともに WCS等 を活用した 耕畜運搬の 持続性を確 保する家庭 経営	家族 (1戸1 法人も 含む)	75	フリースト ル搾乳ロ ボット	公共牧 場農業 機動搬 送装置	—	10,200	3.7	エンド 6,800 混播牧 草3,400	15 TMRセ ターコト ー	飼WCS 飼料用 米	50 50	5割 5割	90 90	75 (2,336)	5,657 9,056	6,865 2,191	1,095 1,095 牛群 検定 実施
搾乳ロボット等 により省力 化しつづけ 模擬大畜園 とともに WCS等 を活用した 耕畜運搬の 持続性を確 保する家庭 経営	法人	150	フリースト ル搾乳ロ ボット	公共牧 場	—	9,300	3.7	エンド 6,800 混播牧 草3,400	30 TMRセ ターコト ー	飼WCS 飼料用 米	50 50	5割 5割	95 95	90 (2,520)	13,470 16,599	13,345 3,284	1,096 1,096 牛群 検定 実施
搾乳ロボット等 により省力 化しつづけ 模擬大畜園 とともに WCS等 を活用した 耕畜運搬の 持続性を確 保する家庭 経営	法人	200	フリースト ル搾乳ロ ボット	公共牧 場	—	10,200	3.7	エンド 6,800 混播牧 草3,400	30 コトカラ ー	飼WCS 飼料用 米	50 50	3割 3割	86 86	71 (2,520)	14,285 24,148	17,528 6,620	2,207 2,207 牛群 検定 実施

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴など の取組の概要)	飼養形態			生産			飼料			生産性指標						
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体積(放牧を含む)	作付体積(収穫用を含む)	粗飼料給与率	飼料自給率(国産飼料)	経営内堆肥利用率	生産コスト	労働	経営人
	頭		(ha)	(ha)	ヶ月	ヶ月	kg	ha	kg	%	%	%	万円	hr	万円	万円
公共牧場の利用等により省力化を図りつつ、規模適切な効率的な飼養管理を図る家族経営	家族・複合	繁殖30頭	牛房群 飼運動(タグチ)	—	12.9	24.7	8	青刈り ソラガシ 牧草 ローラー 3,400	去勢 270 雌 250	86	10	42.2	86	2,157 (1,079)	1,824	1,062
公共牧場の利用、分娩監視装置・哺乳ボット等の活用等により、分娩の短縮間隔の省力化を図る家族経営	家族 (1戸1人も法含む)	繁殖60頭	牛房群 飼運動(タグチ)、発情発見装置・分娩監視装置、哺乳ボット	—	12.9	24.7	8	青刈り ソラガシ 牧草 ローラー 3,400	去勢 270 雌 250	86	5	38.3	79	3,999 (1,936)	3,648	1,930

参考
備考
主たる從事者1人当たり所得

(2) 肉牛用(肥育・一貫)経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標						
	飼養形態		牛				飼料				人						
	経営形態	飼養頭数	給与方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	作付体積	延べ面積	粗飼料給与率	飼料自給率(国産飼料)	生産コスト	労働時間(主たる從事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	
増体能力に優れた素畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉牛専用種肥育の家族経営	頭		ヶ月	ヶ月	kg	kg/10a	ha		%	%	万円	hr	万円	万円	万円	万円	
一部一貫化による飼料費や導入費の低減を図る肉牛専用種肥育の法人経営	繁殖50ET20出荷肥育200法人	牛房群飼育・発見分離給与・自動給餌機	8	26	18	760以上	0.88以上	-	0	9	12	0	116.5	59	14,727(2,520)	13,979	748
増体能力に優れた素畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る交雑種肥育の家族経営	交雑種肥育200	牛房群飼育・発見分離給与・自動給餌機	7	23.4	16	830以上	0.99以上			1	23	2	77.9	40	4,806(2,256)	10,129	779

(注) ET和子牛は、離乳したものを導入し47ヶ月間育成し出荷する。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
				③総数	④うち成牛頭数	
長野県	現在	戸 99,535	戸 303 (3)	% 0.30	頭 14,900	頭 10,900 49.2
	目標		238 ()		14,300	10,400 60.1

(注) 「飼養農家戸数」欄の () は、子畜のみを飼育している農家の戸数で内数。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

畜産クラスターの仕組みを活用しつつ、生産性の高い経営体の育成と生産・経営管理技術の高度化、合理化等により集約化・省力化を推進して、経営の継承や飼養規模の拡大を図る。

ア 飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルキングパーラー方式、スタンチョン方式に応じて、自動給餌器のほか搾乳ロボットや生体センシング技術等の新しい飼養管理技術の活用

イ 性判別技術の活用による優良な乳用後継牛の確保の推進

ウ 飼料用米、稲発酵粗飼料の生産拡大や低・未利用資源を活用したTMR（混合飼料）等自給飼料供給体制の整備

エ 転作田、遊休荒廃地等の利用による自給飼料の生産拡大とともに地域の自然条件を活かした放牧方式の導入による土地利用型酪農の推進

オ 牛群検定の普及、受精卵移植技術等を活用し、乳量・乳質だけでなく、泌乳持続性及び長命連産性も合わせて向上させた高能力牛群への改良による生乳生産量の確保

カ 家畜の快適性に配慮した飼養技術の普及、牛群ドックの実施による飼養管理方法の改善、定期繁殖検診等による生産乳量の向上

キ コントラクターへの作業委託、ヘルパーや公共牧場の活用等による作業の外部化

ク 酪農経営の点在化に対処した集団活動の推進及び糞尿処理の適正化と耕畜連携による堆肥の広域流通

ケ 経営の法人化、自ら製造・加工した特長ある牛乳・乳製品の販売や産直活動、地域ブランド化の推進等による経営体质の強化

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

肉 専 用 種 繁 殖 経 営	区域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
長野県	現在	99,535	253	0.25%	2,420	2,420	2,420					
	目標		189		2,750	2,750	2,750					
長野県	現在	99,535	116 (58)	0.12%	14,873	13,420	730 (730)	11,070	1,620	1,453	123 (123)	1,330 (1,330)
	目標		103 (49)		17,382	16,240	960 (960)	13,300	1,980	1,142	88 (88)	1,055 (1,055)
長野県	現在	99,535	36	0.04%	3,507					3,507	297	3,210
	目標		16		2,758					2,758	212	2,545
合計	現在	99,535	405	0.41%	20,800	15,840	3,150	11,070	1,620	4,960	420	4,540
	目標		308		22,890	18,990	3,710	13,300	1,980	3,900	300	3,600

(注) () 内は、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営・乳用種・交雑種育成経営との複合経営）で内数。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 肉専用種繁殖経営

(ア) 哺乳ロボット、代用乳自動溶解装置及びICT機器（発情発見装置、分娩監視装置、監視カメラ）等の導入や飼養管理ソフト等の活用、利用可能な土地（公共牧場、耕作放棄地、転作田、野草地等）への放牧拡大による省力化

(イ) 子牛や繁殖牛の預託施設（C S、C B S）活用の推進と肉用牛ヘルパー組織の育成・活用による省力化、法人化による経営体質の強化

(ウ) 草地の造成・整備、飼料生産の共同化、コントラクターの育成・活用による効率化

イ 肉専用種肥育経営

(ア) 法人化による経営体質の強化

(イ) 遺伝的改良や飼養管理技術の改善等による肥育期間の短縮

(ウ) 繁殖雌牛の導入による一貫生産への移行や酪農家からの受精卵移植和子牛の導入による肥育もと牛導入コストの低減

(エ) 飼料用米の利用、食品製造副産物等の未利用資源の活用による飼料自給率の向上と生産コストの低減

(オ) オレイン酸測定値等を指標とした「信州プレミアム牛肉」認定制度の推進による信州産牛肉のブランド化

ウ 乳用種・交雑種肥育経営

(ア) 法人化による経営体質の強化

(イ) 飼養管理技術の改善による肥育期間の短縮

(ウ) 受精卵移植技術を活用した一産取り肥育及びレシピエント活用による経営の安定化

(エ) 稲発酵粗飼料や飼料用米の利用、食品製造副産物等の未利用資源の活用による飼料自給率の向上と生産コストの低減

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成29年）	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	40%	43%
	肉用牛	21%	24%
飼料作物の作付延べ面積		7,372	6,850

2 具体的措置

- (1) 牧草については、優良品種の導入、計画的な草地更新、獣害対策や適正な施肥等により、单収を4,200kg/10aへ増加
- (2) 県育成等優良品種の作付推進や適正管理により飼料用とうもろこしは、5,400kg/10a ソルガムは、5,000kg/10aの单収を確保
- (3) 稲WC Sについては専用品種の導入を推進し、单収を1,800kg/10aから2,000kg/10aに向上させるとともに作付面積を増加
- (4) 畜産クラスター協議会等を中心に自給飼料増産を推進
- (5) 自給飼料生産に意欲的な農家に対し、農地中間管理機構を通じた農地集積や畜産クラスター事業等を活用した機械導入を支援
- (6) コントラクターやTMRセンターの組織化により、収穫作業を省力化
- (7) 公共牧場や荒廃農地へ放牧を推進し飼料費を低減
- (8) 国産濃厚飼料については、関係機関と連携し、飼料用米や子実用とうもろこしの利活用を推進
- (9) エコフィードについては、関係機関連携により未利用資源の把握と利活用を推進

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集送乳の現状は、指定生乳生産者団体の広域化を経て、集送乳路線及び集送乳施設の合理化を推進し、ほぼ計画通りの合理化が図られているところである。

今後は、生乳流通の安定及びコストを一層削減するため、酪農の生産環境に的確に対応しつつ集送乳路線の合理化、ミルクタンクローリーの適正化等、集送乳の合理化を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

区域名			工場数 (1日当たり 生乳処理量 2 t 以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
長野県	現在 (平成30年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	5工場	合計	kg 343,802	kg 393,000	% 87	
				1工場平均	kg 68,760	kg 78,600	% 87	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	kg 5,817	kg 11,000	% 53	
				1工場平均	kg 5,817	kg 11,000	% 53	
	目標 (令和12年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	4工場	合計	kg 344,000	kg 393,000	% 87	
				1工場平均	kg 86,000	kg 98,250	% 87	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	kg 5,800	kg 11,000	% 53	
				1工場平均	kg 5,800	kg 11,000	% 53	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄は、年間生乳処理量を365日で除した数値。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計。

(2) 具体的措置

生産者の意向を踏まえつつ、酪農事業の合理化のため、県内の生産者団体による一元的な事業実施体制を地域ごとに整備するとともに、近年、ドライバーが不足していることも踏まえ持続的な集送乳が行えるよう現状の維持を目指す。

また、乳業施設の合理化にあたっては、H A C C P を導入した高度な衛生水準を備えたものを想定しつつ、特に中小規模の乳業施設の自主的な再編整備を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催日数				年間取引頭数（平成30年度）			
			肉専用種		乳用種等		肉専用種		乳用種等	
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛
			(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	頭	頭	()
小諸家畜市場	小諸家畜市場事業協同組合	S32.01.26			30			1	1	680 (364)
長野県中央家畜市場	全国農業協同組合連合会	H13.05.29			6			1,981	198	58 (46)
計	2ヶ所				36			1,982	199	10 (1)
										20 (2)
										680
										58
										30

(注) 1. 初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年末満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のものとする。

2. 乳用種等の（ ）は、交雑種で内数。

イ 具体的措置

本県の家畜市場については、平成22年に根羽・木曽両家畜市場が統合し、一定の合理化が図られたところである。しかし、各市場ともに県下の飼養頭数の減少に伴い上場頭数の確保が課題となっている。家畜市場の統廃合については、今後の上場頭数の変化に応じて、開設者自らが主体となり検討することとする。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者(開設)	設置(開設)年月日	年間稼働日数	と畜能力1日当たり		と畜実績1日当たり		稼働率②/①%	部分肉処理能力1日当たり③うち牛	部分肉処理実績計④うち牛	稼働率④/③%	備考
				①	うち牛	②	うち牛					
佐久広域食肉センター	佐久広域連合	S57.03.01	246	330	120	142	47	43.0%	—	—	—	R3.3月末閉鎖
長野県食肉公社	株長野県食肉公社	S39.03.01	239	600	200	346	64	57.7%	—	—	—	—
北信食肉センター	株北信食肉センター	S48.06.14	244	300	40	234	27	78.0%	—	—	—	—
計	3ヶ所		729	1,230	360	722	138	58.7%	—	—	—	—

(注) 1. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）とする。

2. 年間稼働日数及びと畜実績1日当たりは平成30年度の値。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

安全で高品質な食肉を県民等に安定供給するため、施設の設置者等が主体となり、県内の生産、加工、販売等の関係者と共に、H A C C Pへの対応等を含めた食肉流通処理施設の高度化・合理化に向けた検討を進める。

また、各食肉処理施設の設置者は、自らの経営の合理化等を図りつつ、県内の各施設の運営状況や今後のと畜動向等を勘査して、最も効果的な再編整備を目指すものとする。

なお、上記施設の合理化に伴い閉鎖された施設及び設備については、有効に活用するか適正に廃棄するものとする。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区分 区域名	出荷頭数 ①	現在（平成30年度）					②/①	目標（令和12年度）					②/①		
		出荷先			県外	出荷先			県外	出荷先					
		県内		その他		県内		その他		県内		その他			
頭	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%		
長野県	肉専用種	6,458	3,413		3,045	53%	7,700	4,000		3,700		3,700	52%		
	乳用種	196	151		45	77%	120	90		30		30	75%		
	交雑種	2,839	2,662		177	94%	1,900	1,800		100		100	95%		
	合計	9,493	6,226	0	3,267	66%	9,720	5,890	0	0	3,830		61%		

エ 具体的措置

食肉処理加工施設の再編整備の検討を進めるにあたって、処理頭数の動向等を踏まえた適正な施設規模とともに、HACCPの導入、食肉処理の自動化・省力化技術の導入、安全性向上のための処理・加工技術の導入、と畜・解体から部分肉処理を一貫して行う体制整備等を考慮し、牛の流通合理化が最大限図られるよう配慮する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

経営規模の拡大・多角化等を促進するための機械・施設等の整備を支援すると共に、農地中間管理機構を活用した担い手経営体への農地の集積・集約化、企業的な経営手法の習得支援、経営の法人化等を進め、担い手の競争力を高める。

また、酪農・肉用牛のヘルパー組織やコントラクターの育成及び利用を進めることにより、労力負担の軽減を図る。

2 畜産クラスターの推進方針

畜産クラスターを、本県の酪農及び肉用牛生産の競争力を強化するための重要な施策に位置付け、地域段階に畜産クラスター協議会を設置し、地域の中心的経営体及び構成機関・団体が一体となり、地域ぐるみで高収益型畜産の実現に向けた取組を推進する。